

証券コード 8938  
2019年10月11日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目12番32号  
グローム・ホールディングス株式会社  
(旧商号:LCホールディングス株式会社)  
代表取締役 金子 修

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年10月28日（月曜日）の当社営業時間終了時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年10月29日（火曜日）午後1時
2. 会 場 東京都墨田区横網1-6-1  
第一ホテル両国 5階 清澄

### 3. 会議の目的事項

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査役の報酬額設定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.glome-holdings.com/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎本総会の決議通知については、書面のご送付に代えて、当社ウェブサイト（同上）に掲載いたしますのでご覧ください。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

当社は、2019年8月14日付で公表した「継続企業の前提に関する事項の注記についてのお知らせ」に記載のとおり、融資型クラウドファンディングにおいて募集を委託していた外部業者であるmaneoマーケット株式会社からの募集行為を停止する旨の申出を受け、同年8月より募集行為を全面的に停止いたしました。

これにより、今後1年間の資金調達状況によっては、クラウドファンディング投資家からの匿名組合出資預り金（2019年8月31日現在で金5,757百万円）の償還が困難となるおそれがあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況を脱するために、当社は外部からの融資による資金調達先及び当社の当面の経営支援先について検討をしていたところ、北京北大青島投資有限公司（英語表記 Beijing Beida Jade Bird Investments Limited：以下「貸主」といいます。）がその候補者として挙がりました。貸主と交渉を続けてきた結果、当社が貸主より総額30億円の資金の借入れを行うことのコミットメントを得られたことから、2019年9月13日付で総額30億円の資金の借入れに関する取締役会決議を行い、同日付で貸主と金銭消費貸借契約を締結し、上記匿名組合出資預り金等の弁済原資及び当社の運転資金を確保することといたしました。

当該金銭消費貸借契約において、当社が第3回目の借入れ（2019年11月27日までに8億円）を受けるためには、貸主が指名する者5名を当社取締役（以下「新取締役」といいます。）として選任することが条件とされております。新取締役を加えた形での当社の役員体制について貸主と協議をいたしましたところ、当社を監査役会設置会社へと移行させた上で、新取締役を含めた上で取締役会を再構成し、当社の監査等委員である取締役の一部の者には監査役会設置会社における監査役に就任をしていただくことが適切と判断いたしました。

つきましては、第3回目の借入れの条件を満たす前提として、当社を監査等委員会設置会社から監査役会設置会社へと移行いたしたく、監査役及び監査役会に関する規定の新設並びに監査等委員会に関する規定の削除及びこれに伴う条数の変更等を行うものであります。

本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>第1条から第4条 (条文省略)</p>	<p>第1条から第4条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式および端株</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>第5条から第10条 (条文省略)</p>	<p>第5条から第10条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第11条から第16条 (条文省略)</p>	<p>第11条から第16条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役会の設置) 第17条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の設置) 第17条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>
<p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>2. (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>3. (条文省略)</p>	<p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)  第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に  対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)  第23条 取締役会の招集通知は、各取締役  および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(重要な業務執行の決定の委任)  第24条 取締役会は、会社法第399条の13  第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5  項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に  委任することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会の決議の方法)  第25条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)  第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)  第26条 当社は取締役の全員が取締役会  の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、  当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみな  す。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)  第25条 当社は取締役の全員が取締役会  の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、  当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみな  す。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)  第27条 取締役会における議事の経過の要  領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記  載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名  する。</p>	<p>(取締役会の議事録)  第26条 取締役会における議事の経過の要  領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記  載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印ま  たは電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程)  第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)  第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等)  <u>第29条</u> 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)  <u>第28条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)  <u>第30条</u> (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)  <u>第29条</u> (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>第31条から第37条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査役および監査役会の設置)  <u>第30条</u> 当社は、監査役および監査役会を置く。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査役の員数)  <u>第31条</u> 当社の監査役は、5名以内とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査役の選任)  <u>第32条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  <u>2.</u> 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
(新設)	<p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p><u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p><u>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第38条</u> 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
(新設)	<p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第39条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
(新設)	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>38</u>条から第<u>40</u>条（条文省略）</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>41</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>41</u>条から第<u>43</u>条（現行どおり）</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>44</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>42</u>条から第<u>45</u>条（条文省略）</p> <p>附 則 （条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>45</u>条から第<u>48</u>条（現行どおり）</p> <p>附 則 （現行どおり）</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

第1号議案の1. 提案の理由に記載しましたとおり、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役会設置会社へと移行いたします。つきましては、取締役9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案は第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	あおやま ひでお 青山 英男 (1939年2月16日)	1987年6月 (株) フォルザインターナショナル (現当社) 監査役 1990年5月 (株) 本荘 (現 (株) エステート開発) 監査役 1992年5月 当社代表取締役社長 2007年6月 当社取締役会長 (現任) 2016年8月 ロジコム分割準備 (株) (現 (株) ロジコム) 取締役会長 2016年10月 (株) LCパートナーズ 取締役会長 (現任) 2017年10月 (株) LCメディコム (現グローバル・マネジメント (株)) 代表取締役社長 2018年4月 当社 代表取締役社長 2018年6月 (株) LCメディコム (現グローバル・マネジメント (株)) 取締役会長 (現任)	172,400株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	かね こ おさむ 金子 修 (1947年6月21日)	<p>1971年9月 (株)パシフィック・トレーディング社入社</p> <p>1972年10月 Overseas Land Corporation (Hawaii) 設立 代表取締役</p> <p>1976年9月 長谷川工務店(現 (株)長谷工コーポレーション)(USA), Inc. 入社</p> <p>1986年10月 KOAR Group, Inc. 設立 代表取締役</p> <p>1992年6月 Signature Resorts, Inc. (現 Sunterra Corporation) 設立、代表取締役会長</p> <p>1998年8月 ダヴィンチ・アドバイザーズ・ジャパン(株)(現 (株)DAホールディングス) 設立、取締役社長</p> <p>1998年10月 Signature Resorts, Inc. (現 Sunterra Corporation) 社外取締役</p> <p>2000年1月 (株)ダヴィンチ・アドバイザーズ(現 (株)DAホールディングス) 代表取締役社長</p> <p>2008年2月 (株)ダヴィンチ・アドバイザーズ準備会社(現 (株)DAインベストメンツ) 取締役会長</p> <p>2016年2月 (株)LCパートナーズ 特別顧問</p> <p>2018年4月 当社 顧問</p> <p>2018年6月 当社 代表取締役(現任)</p>	968,800株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	はし もと かず ひさ 橋 本 和 久 (1975年8月1日)	1999年4月 麻生商事(株) 2003年4月 (株)麻生 2008年6月 アスメディックス(株) 取締役 2011年5月 社会福祉法人宇治病院 理事・ 評議員 2013年5月 (株)キュープリック 2014年6月 医療法人弥栄病院 2016年2月 (有)ダヴィンチ・コミュニ ティー(現(有)セコシア・イ ンベストメント) 2016年4月 (株)ダヴィンチ・アドバイ ザーズ(現(株)DAインベ ストメンツ) 2017年4月 (株)LCパートナーズ メ ディカル事業本部長 2017年11月 (株)LCメディコム(現グ ローム・マネジメント(株)) 取締役 2018年6月 (株)LCメディコム(現グ ローム・マネジメント(株)) 代表取締役(現任) 2018年6月 当社 取締役(現任)	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	おに き やす お 鬼 木 康 男 (1967年1月10日)	1992年4月 (株) 出江建築事務所 1994年4月 石本建築事務所 (株) 2000年7月 (株) クリード 2002年5月 レンドリース・ジャパン (株) 2003年5月 日本GE (株) 2008年6月 ブロードリーチ・キャピタル・ パートナース 2008年12月 ドイツ証券 (株) 2009年8月 (株) 東京スター銀行 2010年1月 ドイツ証券 (株) 2012年4月 HTMLキャピタル・アドバイ ザーズ 2014年11月 (株) LCパートナーズ 2016年10月 (株) ダヴィンチ・アドバイ ザーズ (現 (株) DAインベ ストメンツ) 代表取締役社長 2017年3月 (株) DAホールディングス 代表取締役社長 2018年5月 (株) ロジコム 取締役 2018年8月 グローム・プラス (株) 代表 取締役 (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任)	一株
5	※ すん た お 孫 田 夫 (1962年11月16日)	1994年11月 (株) 日本債券信用銀行 (現 (株) あおぞら銀行) 1997年10月 日本IBM (株) (金融コンサル 部門) 2002年6月 ドリームインキュベータ (株) 2003年6月 みずほ証券 (株) 2006年6月 三菱UFJ証券 (株) 2009年4月 チャイナリスト投資顧問有限公 司を設立、代表取締役CEO (現 任) 2016年6月 秦立資本 (株) を設立、代表取 締役CEO (現任)	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	※ じょ ちゆう りよう 徐 柱 良 (1969年10月6日)	1991年4月 山西天成海洋エネルギー化学有 限公司 入社 2000年10月 山西GELAIMA科技有限公司へ異 動 2009年1月 北大青鳥グループ副総裁（現 任） 2013年1月 金山エネルギーグループ有限公 司 執行取締役（現任） 2017年12月 くにうみエナジー（株） 代表 取締役（現任） 2018年4月 ワンアジア証券（株） 取締役 （現任）	一株
7	※ ほし かわ のぞむ 星 川 望 (1982年8月12日)	2007年1月 税理士法人HOP入所 2009年4月 税理士登録 同法人社員税理士 （現任） 2011年9月 行政書士事務所HOP開設 代表 （現任） 2013年5月 A. I. Network(Thailand)Co. Ltd 出向 2014年5月 Sasin Japan Center 出向 2017年5月 社会福祉法人福祉楽団 監事 （非常勤）（現任）	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	※ ふじ もと いち ろう 藤 本 一 郎 (1975年11月16日)	2001年10月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 アソシエイト (弁護士) 2006年9月 Squire Sanders (現 Squire Patton Boggs) ロサンゼルス事 務所 (客員弁護士) 2007年9月 上海上海兆辰匯亞律師事務所 (現 上海上海瀾亭律師事務 所) (客員弁護士) 2009年4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員 (弁護士) 2017年4月 弁護士法人創知法律事務所 代 表社員 (弁護士) その他の職位 (現任) 2014年11月 一般財団法人中辻創智社 理事 2015年2月 深圳鑫金浪電子有限公司 副董 事長 2018年4月 同志社大学法科大学院 客員教 授 2019年2月 くにうみエナジー (株) 監査 役 2019年4月 扶和ドローン (株) 監査役 2019年4月 京都大学法科大学院 客員教授	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
9	※ 関 栄 光 (1987年4月2日)	2014年10月 セヤ・ジェイドバード・オー・エフ・エス・グループ入社 取締役 2017年1月 北京北大青鳥環宇科技股份有限公司 入社 投資事業部マネージング ディレクター 2017年3月 TIシステムズリミテッド 入社 (兼務) 取締役 2017年12月 ワンアジア証券(株) 入社 専務取締役(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 孫田夫氏、徐柱良氏、星川望氏、藤本一郎氏及び関栄光氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- (1) 孫田夫氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、経営全般に対する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 徐柱良氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、経営全般に対する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 星川望氏は、税理士として会社の税務に関する高い見識及び経営コンサルティング業務に関する経験から、経営全般に対する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営の経験はございませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- (4) 藤本一郎氏は、日本における弁護士資格、米国カリフォルニア州弁護士資格、並びに上海及びロサンゼルス法律事務所の客員弁護士を務めた経験による会社法や国際取引法関係に関する法的知識による弁護士としての高い見識から経営全般に対する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営の経験はございませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- (5) 関栄光氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、経営全般に対する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 各候補者の所有する当社の株式数は、本総会の基準日(2019年9月17日)現在の株式数を記載しております。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

第1号議案の1. 提案の理由に記載しましたとおり、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役会設置会社へと移行いたします。つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案は第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

なお、本議案の提案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	ふくしまみちのり 福 島 満 則 (1965年11月29日)	1995年8月 当社 入社 2017年1月 当社 管理部部长 2018年6月 当社 取締役 2019年6月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)	7,800株
2	※ どうの たつ ゆき 堂 野 達 之 (1971年8月17日)	2000年4月 弁護士登録 三井・今井・池田 法律事務所入所 2003年6月 (株)ロジコム 社外監査役 2007年1月 堂野法律事務所 パートナー 2017年1月 同法律事務所 所長 (現任)	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	※ まつ の なお と 松 野 直 徒 (1957年4月9日)	1989年4月 東京医科大学八王子医療セン ター臓器移植部外科 臨床研究 医 1992年1月 米国Baylor University Medical Center、Wisconsin University 留学 1995年2月 東京医科大学 外科学第5講座 (移植外科、一般外科) 講師 1998年1月 京都大学 移植外科(現 肝胆 膵外科移植学科) 国内留学 2003年11月 東京医科大学 外科学第5講座 (移植外科、一般外科) 助教授 2007年4月 東京医科大学 外科学第5講座 (移植外科、一般外科) 准教授 2008年4月 医療法人IMSグループ 板橋中 央総合病院 腎不全外科医長 2010年4月 医療法人IMSグループ 東戸塚 記念病院 外科 肝臓病セン ター長 2012年7月 同グループ 大和病院 肝臓病 血液浄化センター長 2013年6月 NPO法人 Life Bridge Japan 顧問(現任) 2013年10月 独立行政法人 国立成育医療研 究センター 先端医療開発室 特任研究員 2014年7月 国立大学法人 旭川医科大学 外科学講座 消化器病態外科学 分野 講師(現任) 2016年6月 同大学 卒後臨床研究センター 副センター長(現任) 2017年4月 同大学 移植医工学治療開発講 座 特任教授(現任) 2018年10月 (株)LCメディコム(現グ ローム・マネジメント(株)) OPERATION ADVISOR(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  3. 堂野達之氏及び松野直徒氏は、社外監査役候補者であります。
  4. 社外監査役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
    - (1) 堂野達之氏は、弁護士として主に株主総会指導、M&A、コンプライアンス指導という企業活動の根幹に関わる分野でご活躍されてきており、弁護士としての高い見識から経営全般に対する監視と有効な助言をいただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営の経験はございませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は、2003年6月26日から2012年6月27日まで当社の社外監査役を務めておりました。
    - (2) 松野直徒氏は、医師として医療業務に関する専門的知識に加え、医療現場における問題点を改善してきた経験から当社の医療関連事業が抱える課題・問題点に対して監視と有効な助言をいただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営の経験はございませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
  5. 当社は、本議案が承認可決され堂野達之氏が社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
  6. 各候補者の所有する当社の株式数は、本総会の基準日（2019年9月17日）現在の株式数を記載しております。

#### 第4号議案 取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の第23回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を「年額150百万円以内」とご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査役会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項の定めに従い、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額に代えて、取締役の報酬額を経済情勢等諸般の事情を考慮して年額150百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額20百万円以内）と定めることといたしたく存じます。また、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとしたしたいと存じます。現在取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役5名）となります。なお、本議案は第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものとしたします。

#### 第5号議案 監査役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第387条第1項の定めに従い、監査役の報酬額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額40百万円以内と定めることといたしたく存じます。第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役は3名（うち社外監査役2名）となります。なお、本議案は第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものとしたします。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

## 株主総会会場ご案内図

東京都墨田区横網 1-6-1  
第一ホテル両国 5階 清澄  
電話 03-5611-5444 (代表)



## 交通のご案内

1. 都営地下鉄大江戸線両国駅A1出口直結
2. JR総武線両国駅より徒歩7分
3. 水上バス両国船着場より徒歩5分  
※東京スカイツリー®まで路線バスで直通約10分